

## 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 後藤 朋子 執行委員長から、令和3年11月19日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年11月22日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 事 件

年末一時金等に関する事項

### 2 争議行為の日時

令和3年11月30日（火）午前零時以降、要求書解決に至る間

### 3 争議行為の場所

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| (1) 水戸市河和田町4516-1 | 介護老人保健施設ナーシングホームかたくり |
| (2) 水戸市河和田町4516-1 | グループホームかたくり          |
| (3) 水戸市西門町4231-2  | ケアハウスみと              |
| (4) 水戸市大塚町1763-9  | かたくりの家               |

### 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

### 5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- (1) かたくり労働組合 執行委員長 吉田 克也